

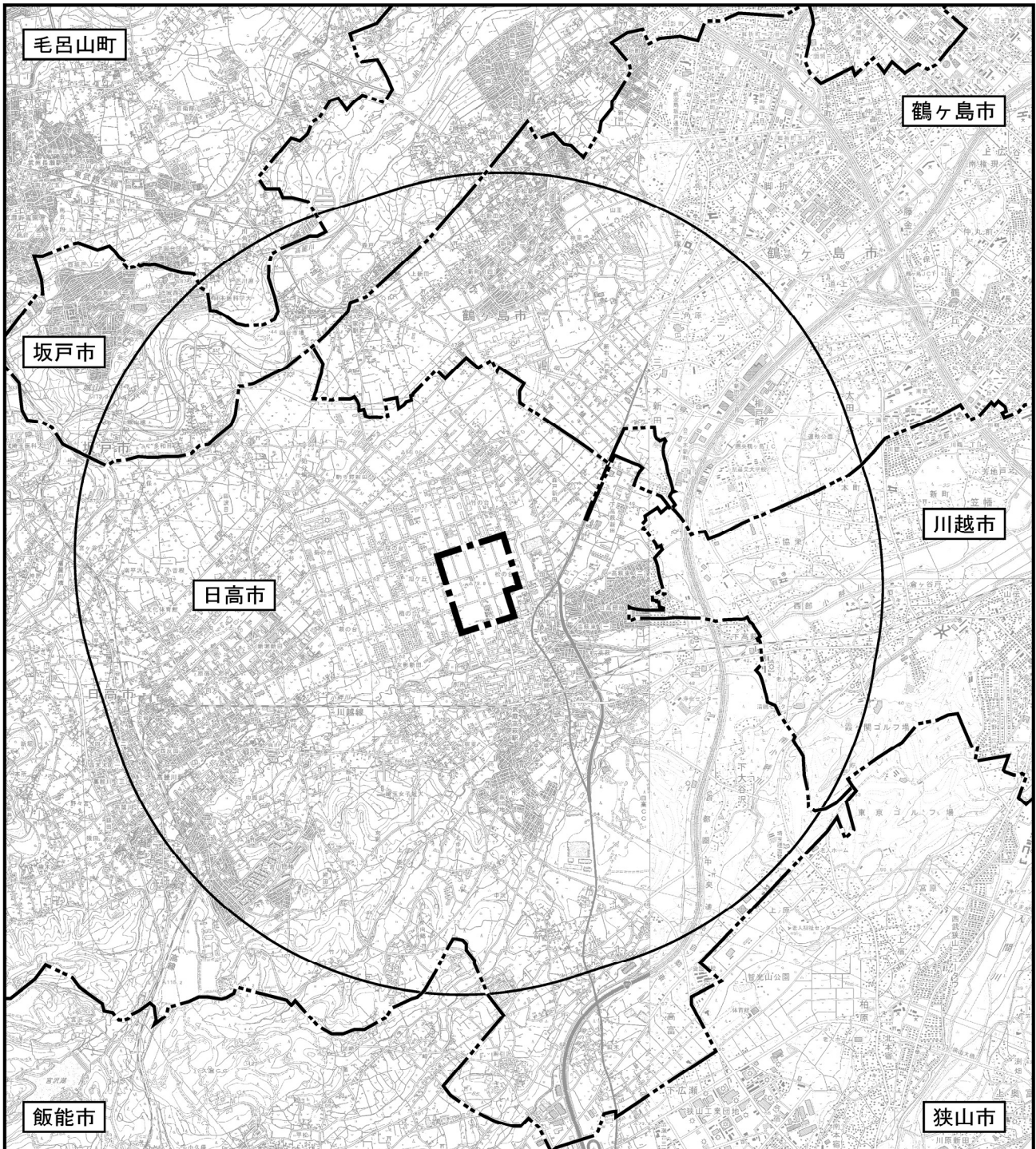
第 3 章 関係地域

3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例」第 4 条第 3 項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画区域周辺 3km とした。

3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は図 3.2-1 に示すとおりであり、日高市、鶴ヶ島市、坂戸市、川越市、飯能市及び毛呂山町が含まれる。



凡 例

- 計画区域
- 市町界
- 環境に影響を及ぼす地域
(計画区域敷地境界から3km)

図3.2-1 環境に影響を及ぼす地域

0 500 1,000 2,000m



第4章 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び知事の意見の概要と事業者の見解

4.1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

調査計画書について、環境保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解は、表 4.1-1 に示すとおりである。

表 4.1-1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見に対する事業者の見解

環境保全の見地からの意見を有する者の意見	事業者の見解
環境に十分配慮しながら事業を進めてほしい。	事業の実施にあたっては、環境影響評価準備書に記載した環境保全のための措置を講じることで、環境影響の低減に努めます。

4.2 知事の意見と事業者の見解

調査計画書について、埼玉県知事からの意見と事業者の見解は、表 4.2-1(1), (2) に示すとおりである。

表 4.2-1(1) 知事意見に対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1.事業計画について	<p>本事業は、計画地周辺に緩衝緑地及び調整池を設置し企業用地からの影響を緩和する計画となっています。</p> <p>工事にあたっては、環境負荷低減の観点から、環境配慮型機械の選定、建設機械の集中稼働を行わないよう工事工程の平準化に努めます。</p> <p>土地利用計画、工事計画、環境保全のための措置の内容については、第2章、第7章に示したとおりです。</p>
計画地内に教育施設等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が存在することから、事業内容について配慮すること。	<p>本事業では、「日高市旭ヶ丘松の台地区地区計画」を定める計画としており、建築物等の用途制限を定め、周辺環境を著しく悪化させる企業は誘致しない計画です (p.2-6,7、資 1-5~7 参照)。</p> <p>また、進出企業に対しては、周辺環境に十分配慮するよう指導していきます。</p>
公園及び緩衝緑地帯整備の際は、在来種を導入するなど地域生態系の生物相に配慮すること。	<p>公園及び緩衝緑地帯整備の際は、在来植物を導入するなど地域生態系の生物相に配慮していきます。</p>

表 4.2-1(2) 知事意見に対する事業者の見解

知事意見		事業者の見解
2.調査、予測及び評価 について (1)全体的事項	<p>調査計画書では、進出予定企業が未定のため、最大の負荷が見込まれる業種として製造業、流通業を想定している。予測及び評価については、事業内容及び周辺環境への影響（交通流への影響を含む）をより具体的に把握若しくは想定した上で実施すること。</p>	<p>企業誘致は今後行うことから、現時点において具体的な事業内容や建築計画等は決まっておりません。</p> <p>なお、本事業では、「日高市旭ヶ丘松の台地区地区計画」を定める計画としており、建築物等の用途制限を定める予定であり、周辺環境を著しく悪化させる企業は誘致しない予定です（p.2-6,7、資 1-5～7 参照）。</p> <p>また、予測条件の設定にあたっては、環境影響評価の項目ごとに最大の負荷が見込まれる業種を選定し、予測、評価を実施いたしました。</p>
	<p>計画地内に教育施設等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が存在することから、調査地点等の設定において配慮すること。</p>	<p>計画区域内に教育施設が存在していることは認識済みです。</p> <p>調査地点においては、地域を代表する地点を選定し、予測地点においては、教育施設等を考慮し地点を選定いたしました。</p>
(2)景観	<p>各教育施設に沿う道路について囲繞景観の眺望地点を設定すること。</p>	<p>囲繞景観の眺望地点として、日高高等学校北側道路沿道及び、高萩北小学校北正門前の2地点を追加し予測、評価を実施いたしました。</p>

第5章 環境影響評価の調査項目及び調査方法

5.1 環境影響要因の把握

本事業の実施に伴う環境影響要因は、表 5.1-1 に示すとおりである。

「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した。

工事中における要因としては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事があげられ、供用時における要因としては、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生があげられる。

表 5.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	影響要因の区分	環境影響要因
工事中	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事
供用時	存在	造成地の存在 施設の存在
	供用	施設の稼働 自動車交通の発生

5.2 調査・予測・評価の項目

調査・予測・評価の項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「工業団地・流通業務施設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本事業においては、表 5.2-1 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 17 項目を選定した。

表 5.2-1 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表（工業団地・流通業務施設）

影響要因の区分		工事			存在・供用							
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生			
調査・予測・評価の項目							工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○		○	○	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物						○				
		浮遊粒子状物質	◎	◎				○		○	○	
		微小粒子状物質						○		○	○	
		炭化水素								○	○	
		粉じん	○	○	○							
		水銀等(水銀及びその化合物) その他の大気質に係る有害物質等						×				
	騒音・低周波音	騒音	○	○				○		○	○	
		低周波音						○				
	振動	振動	○	○				○		○	○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						○				
		特定悪臭物質										
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					×	×			
			浮遊物質			○						
			窒素及び燐						×			
			水温									
			水素イオン濃度			◎						
			溶存酸素量									
			その他の生活環境項目 健康項目等						×			
		底質	強熱減量									
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
			底質に係る有害物質等						×			
			地下水の水質						×			
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○					
		地下水の水位及び水脈				×						
		温泉及び鉱泉										
		堤防、水門、ダム等の施設										
土壌	土壌に係る有害項目			◎			×					
地盤	地盤沈下				×							
地象	土地の安定性			×	×							
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)				×							
	表土の状況及び生産性				×							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○						
		保全すべき種			○	○						
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○						
		緑の量				×						
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○							
人と自然との豊かなふれあいの場の確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				○	○					
		眺望景観					○					
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○		○	○	△	△	◎	◎	
	史跡・文化財	指定文化財等				×						
		埋蔵文化財				○						
	日照障害	日影の状況					○					
	電波障害	電波受信状況					○					
	風害	局所的な風の発生状況										
	光害	人工光又は工作物による反射光										
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○	○			
残土					○							
雨水及び処理水							○	○				
温室効果ガス等		温室効果ガス	○	○	○		○	○	○	○		
	オゾン層破壊物質					×						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×	×							

凡例

- ：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「標準的に選定する項目」であり、選定することとした項目
- △：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「事業特性、地域特性により選定する項目」であり、事業特性、地域特性から選定することとした項目
- ◎：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「標準的に選定する項目」または「事業特性、地域特性により選定する項目」ではないが、事業特性、地域特性から選定することとした項目
- ×：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「標準的に選定する項目」または「事業特性、地域特性により選定する項目」であるが、現時点で不要とした項目

5.3 項目選定の理由及び根拠

本事業における調査・予測・評価の項目として、表 5.2-1 において選定した理由は表 5.3-1(1),(2)に、選定しない理由は表 5.3-2 に示すとおりである。

表 5.3-1(1) 調査・予測・評価の項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由		
大気質	二酸化窒素 又は窒素酸化物	工事	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
		供用	進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
	二酸化硫黄 又は硫黄酸化物	供用	進出企業の施設の稼働に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
	浮遊粒子状物質	工事	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
		供用	進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
	微小粒子状物質	供用	進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
	炭化水素	供用	自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
	粉じん	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う粉じんによる影響が考えられる。	
その他の大気質 に係る有害物質等	供用	有害物質を排出する企業が進出してくる可能性があり、その場合、施設の稼働に伴う排ガスによる影響が考えられる。		
騒音・低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音による影響が考えられる。	
		供用	進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う騒音による影響が考えられる。	
	低周波音	供用	進出企業の施設の稼働に伴う低周波音による影響が考えられる。	
振動	振動	工事	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う振動による影響が考えられる。	
		供用	進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う振動による影響が考えられる。	
悪臭	臭気指数 又は臭気の濃度	供用	臭気を排出する企業が進出してくる可能性があり、その場合、施設の稼働に伴う臭気による影響が考えられる。	
水質	公共用水域の水質	浮遊物質	工事	造成等の工事に伴う降雨時の濁水による影響が考えられる。
		水素イオン濃度	工事	造成等の工事（調整池の整備時のコンクリート打設）に伴うアルカリ排水による影響が考えられる。
水象	河川等の流量、流速及び水位	存在	造成地の存在及び施設の存在に伴う雨水流出量の変化による影響が考えられる。	
土壌	土壌に係る有害項目	工事	造成等の工事に伴う土壌汚染の影響が考えられる。	
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられる。	
		存在	造成地の存在に伴う保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられる。	
植物	・保全すべき種 ・植生及び保全すべき群落	工事	造成等の工事に伴う保全すべき種及びその生育環境、並びに植生及び保全すべき群落への影響が考えられる。	
		存在	造成地の存在に伴う保全すべき種及びその生育環境、並びに植生及び保全すべき群落への影響が考えられる。	

表 5.3-1(2) 調査・予測・評価の項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う、地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
		存在	造成地の存在に伴う地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源 (自然的景観資源及び歴史的景観資源) ・眺望景観 	存在	造成地の存在及び施設の存在に伴う景観資源への影響、眺望景観の変化が考えられる。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う、自然とのふれあいの場の利用環境等への影響が考えられる。
		存在・供用	造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う、自然とのふれあいの場の利用環境等への影響が考えられる。
史跡・文化財	埋蔵文化財	存在	計画区域内には既知の埋蔵文化財包蔵地は存在していないが、隣接地に存在していることから影響を及ぼす可能性が考えられる。
日照障害	日影の状況	存在	計画区域及び周辺地域に住宅及び学校等が存在しており、施設の存在に伴う、日影の状況への影響が考えられる。
電波障害	電波受信状況	存在	計画区域及び周辺地域に住宅及び学校等が存在しており、施設の存在に伴う、電波受信状況への影響が考えられる。
廃棄物等	廃棄物	工事	造成等の工事に伴う、建設廃材等の廃棄物の発生が考えられる。
		供用	進出企業の施設の稼働に伴う、廃棄物の発生が考えられる。
	雨水及び処理水	供用	進出企業の施設の稼働に伴う、雨水及び処理水の発生による影響が考えられる。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の発生が考えられる。
		供用	進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の発生が考えられる。

表 5.3-2 調査・予測・評価の項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		選定しない理由	
大気質	水銀等 (水銀及びその化合物)	供用	石炭火力発電所、廃棄物焼却設備等、水銀等を排出する企業の誘致・進出は想定していない。
水質	公共用水域の水質	供用	進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。
	底質		
	地下水の水質	供用	進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。 進出企業に対し、有害物質を含む薬剤等の適正な管理・保管や事故防止を徹底させる。
水象	地下水の水位及び水脈	存在	地下水を揚水する企業の誘致・進出は想定していない。
土壌	土壌に係る有害項目	供用	土壌汚染は、有害物質を含む薬剤等の不適切な管理・保管や事故等による漏洩により起こるものであり、適正な操業の下では発生しないことから、進出企業に対し、有害物質を含む薬剤等の適正な管理・保管や事故防止を徹底させる。
地盤	地盤沈下	存在	計画区域及び周辺地域は火山灰台地に位置し、ロームが広く分布していることから、軟弱地盤はない。 計画区域は主にグラウンドとして長期的に土地利用されている。また、県の調査によると、計画区域及び周辺地域には問題となる地盤沈下は発生していない。
地象	土地の安定性	工事	計画区域は平坦な地形であり、本事業では斜面の安定計算を必要とするような大規模な盛土工事は実施しない。
		存在	計画区域は平坦な地形であり、本事業では斜面の安定計算を必要とするような大規模な盛土法面は出現しない。
	地形及び地質 (重要な地形及び地質を含む)	存在	計画区域内に学術上重要な地形及び地質は存在しない。
	表土の状況及び生産性	存在	計画区域は主にグラウンドとして長期的に土地利用されており表土の生産性は乏しい。なお、本事業は土地区画整理事業として産業系の土地利用を計画している。
植物	緑の量	存在	計画区域及び周辺地域は市街化調整区域であり都市的な地域ではない。また、計画区域は主にグラウンドとして長期的に土地利用されており緑地はほとんどない。さらに、本事業では、施行区域面積の3%を公園・緑地として確保する計画である。
廃棄物等	残土	工事	計画区域は平坦な地形を呈する人工改変地であり、調整池の設置にあたって掘削を行うが、発生土は原則として計画区域内で利用する計画であるため、余剰な土壌は発生しない。
史跡・文化財	指定文化財等	存在	計画区域内には指定文化財等は存在しない。
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	供用	本事業では、フロン等のオゾン層破壊物質を大量に製造する企業の誘致・進出は想定してない。また、オゾン層破壊物質を含む空調機や冷凍冷蔵施設等を使用する進出企業に対しては、各種関連法令等に基づき適正に管理や廃棄等を徹底させることから、オゾン層破壊物質の漏洩はない。
放射線の量	放射線の量	工事	県の調査によると、計画区域周辺地域の空間放射線量測定結果は、対策基準値(毎時0.23マイクロシーベルト)を下回っている。また、工事中においては、粉じん等の飛散防止対策、土砂等の流出防止対策を実施することから、周辺地域への拡散・流出による影響は軽微であると考えられる。

5.4 調査の内容

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現地調査を実施した項目は、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照障害、電波障害の14項目である。

各項目の現地調査の概要は、表 5.4-1(1),(2)に示すとおりである。

なお、史跡・文化財、廃棄物等及び温室効果ガス等の3項目については、現地調査は行わず、既存資料により現況把握を行った。

表 5.4-1(1) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点	
大気質	一般環境 大気質	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 炭化水素 微小粒子状物質(PM2.5)	4季×7日間連続測定	計画区域内1地点
		ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	4季×1日24時間測定	計画区域内1地点
		降下ばいじん	4季×1ヶ月間測定	計画区域内1地点
	沿道環境 大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素 微小粒子状物質(PM2.5)	4季×7日間連続測定	主要道路沿道3地点
	気象	地上気象(風向、風速)	4季×7日間連続測定	計画区域内1地点 (一般環境大気質と同地点)
騒音・ 低周波音	騒音	環境騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	年2回(平日、休日) 各1日24時間測定	計画区域周辺地域1地点
		道路交通騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	年2回(平日、休日) 各1日24時間測定	主要道路沿道3地点
	低周波音	低周波音音圧レベル(G 特性音圧レベル、1/3オ クターブバンド音圧レ ベル)	年2回(平日、休日) 各1日4回測定 (6~22時:3回、22~ 6時:1回)	計画区域内1地点 (環境騒音と同地点)
	道路交通	自動車交通量 (大型車、小型車、自動 二輪車)	年2回(平日、休日) 各1日24時間測定	主要道路沿道3地点 (道路交通騒音と同地点)
振動	振動	環境振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	年2回(平日、休日) 各1日24時間測定	計画区域内1地点 (環境騒音と同地点)
		道路交通振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	年2回(平日、休日) 各1日24時間測定	主要道路沿道3地点 (道路交通騒音と同地点)
		地盤卓越振動数	年1回	主要道路沿道3地点 (道路交通振動と同地点)
悪臭	悪臭	臭気指数(濃度)	年1回(夏季)	計画区域内2地点

表 5.4-1(2) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
水質	公共用水域の水質	浮遊物質濃度、水素イオン濃度	平常時（豊水期、渇水期、平水期）3回、降雨時1回	放流先河川2箇所
水象	河川等の流量、流速及び水位	河川等の流量、流速及び水位		
土壌	土壌に係る有害項目	土壌に係る有害項目	1回	計画区域内1箇所
動物	動物	哺乳類、鳥類	春季、夏季、秋季、冬季	計画区域及び周辺地域約200mの範囲
		両生・爬虫類、昆虫類	春季、夏季、秋季	
植物	植物	植物相	春季、夏季、秋季	
		植物群落（植生）	秋季	
生態系	生態系	生態系、着目種等	動物、植物と同様	
景観	景観	景観資源の状況、主要な眺望景観及び圍繞景観	春季、夏季、秋季、冬季	計画区域及び周辺地域約1kmの範囲
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の資源、周辺環境、利用状況、交通手段	春季	計画区域周辺地域約1kmの範囲
日照障害	日照障害	日影の状況	年1回（冬至日前後）	計画区域及び周辺地域
電波障害	電波障害	電波受信状況	年1回	計画区域及び周辺地域

第6章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価

本事業に係る環境影響評価項目の環境影響評価結果の概要は、表6-1(1)～(31)に示すとおりである。

表6-1(1) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要				
大気質	<p>【建設機械の稼働に伴う大気質への影響】</p>				
	<p>(1)回避・低減の観点 建設機械の稼働に伴う大気質への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで大気汚染物質の発生抑制に努める。 これにより、建設機械の稼働に伴う大気質の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、排出ガス対策型の機種の使用に努める。 ・建設機械のアイドルングストップを徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 				
	<p>(2)基準・目標との整合の観点 二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.026ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.044mg/m³であり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに整合を図るべき基準等を下回った。 したがって、建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>				
<p>建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の評価</p>					
予測地点		項目	将来予測濃度		整合を図るべき基準等
			年平均値	日平均値	
最大着地濃度	二酸化窒素 (ppm)	0.01363	0.026	0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	
出現地点	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01945	0.044	0.10mg/m ³ 以下	
<p>注) 二酸化窒素は日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値を示す。</p>					

表 6-1(2) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要		
大気質	【資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響】		
	(1)回避・低減の観点		
	資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで大気汚染物質の発生抑制に努める。		
	これにより、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。		
	・資材運搬等の車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。		
	・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。		
	・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。		
	・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。		
	・資材運搬等の車両は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車の排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底する。		
	・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹底する。		
・計画区域内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。			
(2)基準・目標との整合の観点			
二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.024~0.037ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は 0.043~0.045mg/m ³ であり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに整合を図るべき基準等を下回った。			
したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。			
資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素の評価			
項目	将来予測濃度(ppm)		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値	
沿道 No.1	0.021009	0.037	0.04ppm~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
沿道 No.2	0.012018	0.024	
沿道 No.3	0.015003	0.028	
注)日平均値は、日平均値の年間 98%値を示す。			
資材運搬等の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の評価			
項目	将来予測濃度(mg/m ³)		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値	
沿道 No.1	0.020001	0.045	0.10mg/m ³ 以下
沿道 No.2	0.020001	0.045	
沿道 No.3	0.019001 未満	0.043	
注)日平均値は、日平均値の 2%除外値を示す。			

表 6-1(3) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要																																				
大気質	<p>【造成等の工事に伴う大気質への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 造成等の工事に伴う大気質への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで大気汚染物質の発生抑制に努める。 これにより、造成等の工事に伴う大気質の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、必要に応じて飛散防止ネットを設置し、粉じんの飛散防止を行う。 ・ 計画区域内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。 ・ 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹底する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 粉じん（降下ばいじん）量の予測結果（合計）は、四季を通じて2.78～6.54t/km²/月の範囲内であり、整合を図るべき基準等を下回った。 したがって、造成等の工事に伴う大気質（粉じん（降下ばいじん））の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">造成等の工事に伴う粉じん（降下ばいじん）量の評価</p> <table border="1" data-bbox="320 972 1337 1408"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">粉じん(降下ばいじん)(t/k m²/月)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1 (計画区域北側)</td> <td>4.44</td> <td>4.55</td> <td>4.16</td> <td>3.48</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10t/k m²/月 以下</td> </tr> <tr> <td>No.2 (計画区域西側)</td> <td>3.26</td> <td>3.32</td> <td>3.29</td> <td>3.13</td> </tr> <tr> <td>No.3 (計画区域南側)</td> <td>4.78</td> <td>4.17</td> <td>6.20</td> <td>6.53</td> </tr> <tr> <td>No.4 (計画区域東側)</td> <td>2.81</td> <td>2.78</td> <td>2.91</td> <td>2.89</td> </tr> <tr> <td>No.5 (計画区域内非改変区域 (小学校)の境界付近)</td> <td>6.28</td> <td>6.51</td> <td>6.54</td> <td>6.12</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	粉じん(降下ばいじん)(t/k m ² /月)				整合を図るべき基準等	春季	夏季	秋季	冬季	No.1 (計画区域北側)	4.44	4.55	4.16	3.48	10t/k m ² /月 以下	No.2 (計画区域西側)	3.26	3.32	3.29	3.13	No.3 (計画区域南側)	4.78	4.17	6.20	6.53	No.4 (計画区域東側)	2.81	2.78	2.91	2.89	No.5 (計画区域内非改変区域 (小学校)の境界付近)	6.28	6.51	6.54	6.12
	予測地点		粉じん(降下ばいじん)(t/k m ² /月)					整合を図るべき基準等																													
春季		夏季	秋季	冬季																																	
No.1 (計画区域北側)	4.44	4.55	4.16	3.48	10t/k m ² /月 以下																																
No.2 (計画区域西側)	3.26	3.32	3.29	3.13																																	
No.3 (計画区域南側)	4.78	4.17	6.20	6.53																																	
No.4 (計画区域東側)	2.81	2.78	2.91	2.89																																	
No.5 (計画区域内非改変区域 (小学校)の境界付近)	6.28	6.51	6.54	6.12																																	

表 6-1(4) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要				
大 気 質	<p>【施設の稼働に伴う大気質への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 施設の稼働に伴う大気質への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで大気汚染物質の発生抑制に努める。 これにより、施設の稼働に伴う大気質の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。 ・ 供用後の各進出企業に対して大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。</p> <p>(2)基準・目標との整合の観点 長期平均濃度における、最大着地濃度出現地点の二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.026ppm、二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.004ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.045mg/m³であり、二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質ともに整合を図るべき基準等を下回った。 また、短期高濃度における、最大着地濃度出現地点の二酸化窒素は0.04701ppm、二酸化硫黄は0.02999ppm、浮遊粒子状物質は0.06796mg/m³であり、各項目とも整合を図るべき基準等を下回った。 したがって、施設の稼働に伴う大気質の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>				
	施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価				
	予測地点	項目	将来予測濃度 (ppm)		整合を図るべき基準等
			年平均値	日平均値	
	最大着地濃度 出現地点	二酸化窒素	0.01149	0.026	0.04ppm～0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下
	注) 日平均値は、日平均値の年間 98%値を示す。				
	施設の稼働に伴う二酸化硫黄の評価				
	予測地点	項目	将来予測濃度 (ppm)		整合を図るべき基準等
			年平均値	日平均値	
	最大着地濃度 出現地点	二酸化硫黄	0.00262	0.004	0.04ppm 以下
注) 日平均値は、日平均値の 2%除外値を示す。					
施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価					
予測地点	項目	将来予測濃度(mg/m ³)		整合を図るべき基準等	
		年平均値	日平均値		
最大着地濃度 出現地点	浮遊粒子状物質	0.01963	0.045	0.10mg/m ³ 以下	
注) 日平均値は、日平均値の 2%除外値を示す。					

表 6-1(5) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要			
大気質	施設の稼働に伴う大気質の評価（短期高濃度）			
	予測地点	項目	施設の稼働に伴う付加濃度	
	最大着地濃度 出現地点	二酸化窒素（ppm）	0.04701	0.1ppm～0.2ppm 以下
		二酸化硫黄（ppm）	0.02999	0.1ppm 以下
浮遊粒子状物質 （mg/m ³ ）		0.06796	0.20mg/m ³ 以下	

表 6-1(6) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要																
大気質	<p>【自動車交通の発生に伴う大気質への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 自動車交通の発生に伴う大気質への影響については、以下の環境保全措置を講ずること で大気汚染物質の発生抑制に努める。 これにより、自動車交通の発生に伴う大気質の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低 減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努 めるよう指導する。 ・関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.024~0.037ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.043~0.045mg/m³、炭化水素（非メタン炭化水素）の 3 時間平均値は 0.20~ 0.26ppmC となり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素（非メタン炭化水素）とも 整合を図るべき基準等を下回った。 したがって、自動車交通の発生に伴う大気質への影響については、整合を図るべき基準 等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>																
	<p style="text-align: center;">自動車交通の発生に伴う二酸化窒素の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">将来予測濃度 (ppm)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿道 No.1</td> <td>0.021083</td> <td>0.037</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.04ppm~0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>沿道 No.2</td> <td>0.012203</td> <td>0.024</td> </tr> <tr> <td>沿道 No.3</td> <td>0.015048</td> <td>0.028</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	将来予測濃度 (ppm)		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値	沿道 No.1	0.021083	0.037	0.04ppm~0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下	沿道 No.2	0.012203	0.024	沿道 No.3	0.015048	0.028
	予測地点		将来予測濃度 (ppm)			整合を図るべき基準等											
		年平均値	日平均値														
	沿道 No.1	0.021083	0.037	0.04ppm~0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下													
沿道 No.2	0.012203	0.024															
沿道 No.3	0.015048	0.028															
<p>注) 日平均値は、日平均値の年間 98%値を示す。</p> <p style="text-align: center;">自動車交通の発生に伴う浮遊粒子状物質の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">将来予測濃度 (mg/m³)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿道 No.1</td> <td>0.020005</td> <td>0.045</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.10mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>沿道 No.2</td> <td>0.020012</td> <td>0.045</td> </tr> <tr> <td>沿道 No.3</td> <td>0.019003</td> <td>0.043</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	将来予測濃度 (mg/m ³)		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値	沿道 No.1	0.020005	0.045	0.10mg/m ³ 以下	沿道 No.2	0.020012	0.045	沿道 No.3	0.019003	0.043	
予測地点		将来予測濃度 (mg/m ³)			整合を図るべき基準等												
	年平均値	日平均値															
沿道 No.1	0.020005	0.045	0.10mg/m ³ 以下														
沿道 No.2	0.020012	0.045															
沿道 No.3	0.019003	0.043															
<p>注) 日平均値は、日平均値の 2%除外値を示す。</p> <p style="text-align: center;">自動車交通の発生に伴う炭化水素（非メタン炭化水素）の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">将来予測濃度 (ppmC)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿道 No.1</td> <td>0.250011</td> <td>0.26</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.20ppmC~0.31ppmC の範囲内</td> </tr> <tr> <td>沿道 No.2</td> <td>0.210034</td> <td>0.22</td> </tr> <tr> <td>沿道 No.3</td> <td>0.190011</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 日平均値は、午前 6 時~午前 9 時までの 3 時間平均値を示す。</p>	予測地点	将来予測濃度 (ppmC)		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値	沿道 No.1	0.250011	0.26	0.20ppmC~0.31ppmC の範囲内	沿道 No.2	0.210034	0.22	沿道 No.3	0.190011	0.20	
予測地点		将来予測濃度 (ppmC)			整合を図るべき基準等												
	年平均値	日平均値															
沿道 No.1	0.250011	0.26	0.20ppmC~0.31ppmC の範囲内														
沿道 No.2	0.210034	0.22															
沿道 No.3	0.190011	0.20															

表 6-1(7) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要														
騒音・低周波音	<p>【建設機械の稼働に伴う騒音の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 建設機械の稼働に伴う騒音による周辺環境への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで騒音の発生抑制に努める。 これにより、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、低騒音型の建設機械の使用に努める。 ・建設機械のアイドルストップを徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・住居や学校に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 建設機械の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、敷地境界での騒音レベル (L_{A5}) は 67.9～82.8dB であり、整合を図るべき基準等を下回った。 本事業の実施にあたっては、周辺住居等に留意の上、必要な場所においては、仮囲いの設置などの環境保全措置を講ずることで、建設機械の稼働に伴う騒音の影響の低減に努める。 したがって、建設機械の稼働に伴う騒音の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う騒音の評価 (L_{A5} 敷地境界)</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>騒音レベル(L_{A5})</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1 計画区域北側敷地境界</td> <td>82.8</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">85</td> </tr> <tr> <td>No.2 計画区域西側敷地境界</td> <td>82.1</td> </tr> <tr> <td>No.3 計画区域内非変更区域(高校)の境界付近</td> <td>67.9</td> </tr> <tr> <td>No.4 計画区域東側敷地境界</td> <td>79.2</td> </tr> <tr> <td>No.5 計画区域内非変更区域(小学校)の境界付近</td> <td>80.9</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	騒音レベル(L_{A5})	整合を図るべき基準等	No.1 計画区域北側敷地境界	82.8	85	No.2 計画区域西側敷地境界	82.1	No.3 計画区域内非変更区域(高校)の境界付近	67.9	No.4 計画区域東側敷地境界	79.2	No.5 計画区域内非変更区域(小学校)の境界付近	80.9
	予測地点	騒音レベル(L_{A5})	整合を図るべき基準等												
No.1 計画区域北側敷地境界	82.8	85													
No.2 計画区域西側敷地境界	82.1														
No.3 計画区域内非変更区域(高校)の境界付近	67.9														
No.4 計画区域東側敷地境界	79.2														
No.5 計画区域内非変更区域(小学校)の境界付近	80.9														

表 6-1(8) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要																																						
騒音・低周波音	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音による周辺環境への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで騒音の発生抑制に努める。 これにより、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、No.1 で 63.7～64.4dB、No.2 で 64.1dB、No.3 で 62.6～62.7dB であり、整合を図るべき基準等として各地点に適用される環境基準を下回った。 なお、資材運搬等の車両の走行に伴う各予測地点の騒音レベルの増加分は、0.1 未満～0.1dB であった。 したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>																																						
	<p style="text-align: center;">資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価 (L_{Aeq})</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">等価騒音レベル(L_{Aeq})</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>工事中の基礎交通量 (現況騒音レベル)</th> <th>増加分</th> <th>工事中の基礎交通量 + 資材運搬等の車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">沿道 No.1</td> <td>東側</td> <td>63.6</td> <td>0.1</td> <td>63.7</td> <td rowspan="2">70 以下</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>64.3</td> <td>0.1</td> <td>64.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">沿道 No.2</td> <td>北側</td> <td>64.0</td> <td>0.1</td> <td>64.1</td> <td rowspan="2">65 以下</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>64.0</td> <td>0.1</td> <td>64.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">沿道 No.3</td> <td>東側</td> <td>62.6</td> <td>0.1 未満</td> <td>62.6</td> <td rowspan="2">70 以下</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>62.7</td> <td>0.1 未満</td> <td>62.7</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点		等価騒音レベル(L_{Aeq})			整合を図るべき基準等	工事中の基礎交通量 (現況騒音レベル)	増加分	工事中の基礎交通量 + 資材運搬等の車両	沿道 No.1	東側	63.6	0.1	63.7	70 以下	西側	64.3	0.1	64.4	沿道 No.2	北側	64.0	0.1	64.1	65 以下	南側	64.0	0.1	64.1	沿道 No.3	東側	62.6	0.1 未満	62.6	70 以下	西側	62.7	0.1 未満
予測地点				等価騒音レベル(L_{Aeq})				整合を図るべき基準等																															
		工事中の基礎交通量 (現況騒音レベル)	増加分	工事中の基礎交通量 + 資材運搬等の車両																																			
沿道 No.1	東側	63.6	0.1	63.7	70 以下																																		
	西側	64.3	0.1	64.4																																			
沿道 No.2	北側	64.0	0.1	64.1	65 以下																																		
	南側	64.0	0.1	64.1																																			
沿道 No.3	東側	62.6	0.1 未満	62.6	70 以下																																		
	西側	62.7	0.1 未満	62.7																																			

表 6-1(9) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要																							
騒音・低周波音	<p>【施設の稼働に伴う騒音の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 施設の稼働に伴う騒音による周辺環境への影響については、以下の環境保全措置を講ずること で騒音の発生抑制に努める。 これにより、施設の稼働に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られてい るものと評価する。 ・供用後の各進出企業に対して「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制 基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努 めるよう指導する。</p> <p>(2)基準・目標との整合の観点 施設の稼働に伴う敷地境界における騒音レベル (L_{A5}) の予測結果は 38~44dB であり、整合を 図るべき基準等を下回った。 また、施設稼働に伴う騒音に計画区域の一般環境における暗騒音を加えた合成騒音 (L_{Aeq}) の予 測結果は、周辺住居等の位置で、昼間が 53~64dB、夜間が 44~59dB であり、整合を図るべき基 準等を下回った。 したがって、施設の稼働に伴う騒音の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との 間に整合が図られているものと評価する。</p>																							
	<p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う騒音の評価（敷地境界：L_{A5}）</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">予測地点</th> <th>騒音レベル(L_{A5})</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>計画区域北側 敷地境界</td> <td>43</td> <td>朝：65 昼間：70 夕：65 夜間：60</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>計画区域西側 敷地境界</td> <td>38</td> <td>朝：65 昼間：70 夕：65 夜間：60</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>計画区域内非改変区域 (住居)の境界付近</td> <td>43</td> <td>朝：55 昼間：60 夕：55 夜間：45</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>計画区域東側 敷地境界</td> <td>38</td> <td>朝：65 昼間：70 夕：65 夜間：60</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>計画区域内非改変区域 (小学校)の境界付近</td> <td>44</td> <td>朝：55 昼間：60 夕：55 夜間：45</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 朝：6:00~8:00、昼間：8:00~19:00、夕：19:00~22:00、夜間：22:00~6:00</p>	予測地点		騒音レベル(L_{A5})	整合を図るべき基準等	No.1	計画区域北側 敷地境界	43	朝：65 昼間：70 夕：65 夜間：60	No.2	計画区域西側 敷地境界	38	朝：65 昼間：70 夕：65 夜間：60	No.3	計画区域内非改変区域 (住居)の境界付近	43	朝：55 昼間：60 夕：55 夜間：45	No.4	計画区域東側 敷地境界	38	朝：65 昼間：70 夕：65 夜間：60	No.5	計画区域内非改変区域 (小学校)の境界付近	44
予測地点		騒音レベル(L_{A5})	整合を図るべき基準等																					
No.1	計画区域北側 敷地境界	43	朝：65 昼間：70 夕：65 夜間：60																					
No.2	計画区域西側 敷地境界	38	朝：65 昼間：70 夕：65 夜間：60																					
No.3	計画区域内非改変区域 (住居)の境界付近	43	朝：55 昼間：60 夕：55 夜間：45																					
No.4	計画区域東側 敷地境界	38	朝：65 昼間：70 夕：65 夜間：60																					
No.5	計画区域内非改変区域 (小学校)の境界付近	44	朝：55 昼間：60 夕：55 夜間：45																					

表 6-1(10) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要							
	施設の稼働に伴う騒音の評価（敷地境界： L_{Aeq} ）							
騒音・低周波音	予測地点			時間区分	騒音レベル(L_{Aeq})			整合を図るべき基準等
					施設騒音	暗騒音	合成騒音	
	No.1	計画区域北側	周辺住居等	昼間	51.2	64.0	64 (64.2)	65
				夜間	49.2	58.8	59 (59.3)	60
	No.2	計画区域西側	周辺住居等	昼間	39.0	53.1	53 (53.3)	55
				夜間	38.8	43.0	44 (44.4)	45
	No.3	計画区域内非改変区域(住居)の境界付近	周辺住居等	昼間	57.7	53.1	59 (59.0)	65
				夜間	55.3	43.0	56 (55.6)	60
	No.4	計画区域東側	周辺住居等	昼間	39.3	53.1	53 (53.3)	55
				夜間	39.3	43.0	45 (44.5)	45
No.5	計画区域内非改変区域(小学校)の境界付近	周辺住居等	昼間	47.4	53.1	54 (54.1)	60	
			夜間	46.2	43.0	48 (47.9)	50	

注 1) 昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00
 注 2) No.2 は道路に面するものの交通量は少ないため一般地域として評価した。
 注 3) No.3 は計画区域内に新設される主要な区画内道路に面するため道路に面する地域として評価した。
 注 4) No.4 は新設される区画内道路に面するが交通量は少ないと見込まれるため一般地域として評価した。
 ※：暗騒音は、No.1 は、現地調査による沿道 No.2 の L_{Aeq} とし、その他は一般環境 A の L_{Aeq} とした。

表 6-1(11) 環境影響評価の概要

項目		予測・評価の概要						
騒音・低周波音	<p>【自動車交通の発生に伴う騒音の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 自動車交通の発生に伴う騒音による周辺環境への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで騒音の発生抑制に努める。 これにより、自動車交通の発生に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲でできる限り低減されるものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生の起因となる路面状況の改善等を検討する。 ・交通規制等の対策について、地元警察署との協議を検討する。 ・関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 ・関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。 ・関連車両に対してエコドライブの実施を指導する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 自動車交通の発生に伴う騒音レベルの予測結果は、昼間については、沿道 No.1 が 63.9～64.6dB、沿道 No.2 が 65.2dB、沿道 No.3 が 62.9～63.0dB であり、整合を図るべき基準等を下回った。一方、夜間については、沿道 No.1 が 63.2～63.8dB、沿道 No.2 が 60.5dB、沿道 No.3 が 60.9～61.2dB であり、沿道 No.1,3 では整合を図るべき基準を下回ったが、沿道 No.2 では環境基準をわずかに上回り要請限度を下回った。なお、自動車交通の発生に伴う各予測地点の騒音レベルの増加分は 0.1～1.7dB であった。</p> <p>本事業の実施にあたっては、整合を図るべき基準等を一部の地点で上回ったことに留意の上、上記の環境保全措置を講ずることで、自動車交通の発生に伴う騒音の低減に努める。 したがって、自動車交通の発生に伴う騒音の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>							
	<p>自動車交通の発生に伴う騒音の評価 (L_{Aeq})</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p>							
	予測地点		時間区分	等価騒音レベル(L_{Aeq})			整合を図るべき基準等	
				供用時の基礎交通量(現況騒音)	関連車両による増加分	供用時の交通量(供用時の基礎交通量+関連車両)		
	沿道 No.1	東側	昼間	63.6	0.3	64 (63.9)	70	75
			夜間	63.1	0.1	63 (63.2)	65	70
		西側	昼間	64.3	0.3	65 (64.6)	70	75
			夜間	63.7	0.1	64 (63.8)	65	70
	沿道 No.2	北側	昼間	64.0	1.2	65 (65.2)	65	75
			夜間	58.9	1.6	61 (60.5)	60	70
南側		昼間	64.0	1.2	65 (65.2)	65	75	
		夜間	58.8	1.7	61 (60.5)	60	70	
沿道 No.3	東側	昼間	62.6	0.3	63 (62.9)	70	75	
		夜間	60.8	0.1	61 (60.9)	65	70	
	西側	昼間	62.7	0.3	63 (63.0)	70	75	
		夜間	61.0	0.2	61 (61.2)	65	70	

表 6-1(12) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要																									
騒音・低周波音	<p>【施設の稼働に伴う低周波音の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 施設の稼働に伴う低周波音による周辺環境への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで低周波音の発生抑制に努める。 これにより、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、事業者の実行可能な範囲内のできる限り低減が図られているものと評価する。 ・各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。</p> <p>(2)基準・目標との整合の観点 施設の稼働に伴う敷地境界における低周波音圧レベル（G 特性）は、55.3～58.5dB であり、整合を図るべき基準等を下回った。 したがって、施設の稼働に伴う低周波音の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>																									
	<p>表 10.2-39 施設稼働に伴う低周波音の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">予測地点</th> <th>低周波音圧レベル (G 特性)</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>計画区域北側</td> <td>周辺住居等</td> <td>56.0</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">100dB (G 特性音圧レベル)</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>計画区域西側</td> <td>周辺住居等</td> <td>57.3</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>計画区域内非改変区域(住居)の境界付近</td> <td>周辺住居等</td> <td>55.3</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>計画区域東側</td> <td>周辺住居等</td> <td>58.2</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>計画区域内非改変区域(小学校)の境界付近</td> <td>周辺住居等</td> <td>58.5</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点			低周波音圧レベル (G 特性)	整合を図るべき基準等	No.1	計画区域北側	周辺住居等	56.0	100dB (G 特性音圧レベル)	No.2	計画区域西側	周辺住居等	57.3	No.3	計画区域内非改変区域(住居)の境界付近	周辺住居等	55.3	No.4	計画区域東側	周辺住居等	58.2	No.5	計画区域内非改変区域(小学校)の境界付近	周辺住居等
予測地点			低周波音圧レベル (G 特性)	整合を図るべき基準等																						
No.1	計画区域北側	周辺住居等	56.0	100dB (G 特性音圧レベル)																						
No.2	計画区域西側	周辺住居等	57.3																							
No.3	計画区域内非改変区域(住居)の境界付近	周辺住居等	55.3																							
No.4	計画区域東側	周辺住居等	58.2																							
No.5	計画区域内非改変区域(小学校)の境界付近	周辺住居等	58.5																							

表 6-1(13) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要																																			
振動	<p>【建設機械の稼働に伴う振動の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 建設機械の稼働に伴う振動による周辺環境への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで振動の発生抑制に努める。 これにより、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 建設機械の稼働に伴う敷地境界での振動レベルは 40～56dB であり、整合を図るべき基準等とした「特定建設作業の規制に関する基準」を下回った。 したがって、建設機械の稼働に伴う振動の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>																																			
	<p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う振動の評価 (L₁₀)</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="260 936 1399 1406"> <thead> <tr> <th></th> <th>予測地点</th> <th></th> <th>対象工種</th> <th>振動レベル (L₁₀)</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>計画区域北側</td> <td>敷地境界</td> <td>アスファルト舗装工</td> <td>51</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">75</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>計画区域西側</td> <td>敷地境界</td> <td>盛土工</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>計画区域内非変更区域(高校)の境界付近</td> <td>敷地境界</td> <td>路盤工 場所打擁壁工</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>計画区域東側</td> <td>敷地境界</td> <td>盛土工</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>計画区域内非変更区域(小学校)の境界付近</td> <td>敷地境界</td> <td>盛土工</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>						予測地点		対象工種	振動レベル (L ₁₀)	整合を図るべき基準等	No.1	計画区域北側	敷地境界	アスファルト舗装工	51	75	No.2	計画区域西側	敷地境界	盛土工	56	No.3	計画区域内非変更区域(高校)の境界付近	敷地境界	路盤工 場所打擁壁工	40	No.4	計画区域東側	敷地境界	盛土工	53	No.5	計画区域内非変更区域(小学校)の境界付近	敷地境界	盛土工
	予測地点		対象工種	振動レベル (L ₁₀)	整合を図るべき基準等																															
No.1	計画区域北側	敷地境界	アスファルト舗装工	51	75																															
No.2	計画区域西側	敷地境界	盛土工	56																																
No.3	計画区域内非変更区域(高校)の境界付近	敷地境界	路盤工 場所打擁壁工	40																																
No.4	計画区域東側	敷地境界	盛土工	53																																
No.5	計画区域内非変更区域(小学校)の境界付近	敷地境界	盛土工	55																																

表 6-1(14) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要					
振動	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う振動による周辺環境への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで振動の発生抑制に努める。 これにより、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは、沿道 No.1 が 53.6～54.4dB、沿道 No.2 が 49.1dB、沿道 No.3 が 51.3dB であり、整合を図る基準等とした「道路交通振動の限度」を下回った。 なお、資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、0.1 未満～0.3dB であった。 したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価 (L_{10})</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p>					
	予測地点		振動レベル 80%レンジ上端値 (L_{10})			整合を図るべき基準等
			工事中の基礎交通量 (現況振動レベル)	増加分	工事中の基礎交通量 + 資材運搬等の車両	
	沿道 No. 1	東側	53.6	0.1 未満	53.6	65
		西側	54.4	0.1 未満	54.4	
	沿道 No. 2	北側	48.8	0.3	49.1	
		南側	48.8	0.3	49.1	
	沿道 No. 3	東側	51.3	0.1 未満	51.3	
		西側	51.3	0.1 未満	51.3	

表 6-1(15) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要																								
振動	<p>【施設の稼働に伴う振動の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 施設の稼働に伴う振動による周辺環境への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで振動の発生抑制に努める。 これにより、施設の稼働に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。 ・供用後の各進出企業に対して「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準を遵守させるよう指導する。</p> <p>(2)基準・目標との整合の観点 施設の稼働に伴う敷地境界での振動レベルは昼間、夜間ともに45～54dBであり整合を図るべき基準等とした「埼玉県生活環境保全条例施行規則」に定める振動の規制基準を下回った。 また、周辺住居等位置における環境振動レベルは、昼間、夜間ともに42～51dBであり、整合を図るべき基準等とした「振動感覚閾値」を下回った。 したがって、施設の稼働に伴う振動の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う施設振動の評価 (L₁₀)</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="268 1003 1390 1429"> <thead> <tr> <th colspan="2">予測地点</th> <th>振動レベル(L₁₀)</th> <th>整合を図るべき基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>計画区域北側</td> <td>敷地境界 45 (45.4)</td> <td>昼間：65 夜間：60</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>計画区域西側</td> <td>敷地境界 51 (50.8)</td> <td>昼間：65 夜間：60</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>計画区域内非改変区域(住居)の境界付近</td> <td>敷地境界 54 (54.4)</td> <td>昼間：60 夜間：55</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>計画区域東側</td> <td>敷地境界 49 (49.1)</td> <td>昼間：65 夜間：60</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>計画区域内非改変区域(小学校)の境界付近</td> <td>敷地境界 52 (52.4)</td> <td>昼間：60 夜間：55</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点		振動レベル(L ₁₀)	整合を図るべき基準	No.1	計画区域北側	敷地境界 45 (45.4)	昼間：65 夜間：60	No.2	計画区域西側	敷地境界 51 (50.8)	昼間：65 夜間：60	No.3	計画区域内非改変区域(住居)の境界付近	敷地境界 54 (54.4)	昼間：60 夜間：55	No.4	計画区域東側	敷地境界 49 (49.1)	昼間：65 夜間：60	No.5	計画区域内非改変区域(小学校)の境界付近	敷地境界 52 (52.4)	昼間：60 夜間：55
	予測地点		振動レベル(L ₁₀)	整合を図るべき基準																					
No.1	計画区域北側	敷地境界 45 (45.4)	昼間：65 夜間：60																						
No.2	計画区域西側	敷地境界 51 (50.8)	昼間：65 夜間：60																						
No.3	計画区域内非改変区域(住居)の境界付近	敷地境界 54 (54.4)	昼間：60 夜間：55																						
No.4	計画区域東側	敷地境界 49 (49.1)	昼間：65 夜間：60																						
No.5	計画区域内非改変区域(小学校)の境界付近	敷地境界 52 (52.4)	昼間：60 夜間：55																						

表 6-1(16) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要								
振動	施設の稼働に伴う環境振動の評価（周辺住居等： L_{10} ）								
	単位：dB								
	予測地点			時間区分	振動レベル(L_{10})			整合を図るべき基準	
				施設振動	暗振動	合成振動			
	No.1	計画区域北側	周辺住居等	昼間	41.6	28	42 (41.8)		55
				夜間	41.6	25	42 (41.7)		
	No.2	計画区域西側	周辺住居等	昼間	47.9	28	48 (47.9)		
				夜間	47.9	25	48 (47.9)		
	No.3	計画区域内非改変区域(住居)の境界付近	周辺住居等	昼間	48.0	28	48 (48.0)		
				夜間	48.0	25	48 (48.0)		
	No.4	計画区域東側	周辺住居等	昼間	47.4	28	47 (47.4)		
				夜間	47.4	25	47 (47.4)		
	No.5	計画区域内非改変区域(小学校)の境界付近	周辺住居等	昼間	50.8	28	51 (50.8)		
				夜間	50.8	25	51 (50.8)		

表 6-1(17) 環境影響評価の概要

項目		予測・評価の概要					
振動	<p>【自動車交通の発生に伴う振動の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 自動車交通の発生に伴う振動による周辺環境への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで振動の発生抑制に努める。 これにより、自動車交通の発生に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲でできる限り低減されるものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるように指導する。 ・関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 自動車交通の発生に伴う振動レベルは、沿道 No.1 が昼間 53.8～54.6dB、夜間 54.4～55.1dB、沿道 No.2 が昼間 50.7dB、夜間 49.5dB、沿道 No.3 が昼間 51.6dB、夜間 53.1dB であり、整合を図る基準等とした「道路交通振動の限度」を下回った。 なお、自動車交通の発生に伴う振動レベルの増加分は、0.1 未満～2.5dB である。 したがって、自動車交通の発生に伴う振動の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">自動車交通の発生に伴う振動の評価 (L_{10})</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p>						
			振動レベル 80%レンジ上端値 (L_{10})			整合を図るべき基準等	
	予測地点	時間区分	供用時の基礎交通量 (現況振動レベル)	増加分	供用時の基礎交通量+施設関連車両		
	沿道 No. 1	東側	昼間	53.6	0.2	53.8	65
			夜間	54.4	0.1 未満	54.4	60
		西側	昼間	54.4	0.2	54.6	65
			夜間	55.1	0.1 未満	55.1	60
	沿道 No. 2	北側	昼間	48.8	1.9	50.7	65
			夜間	47.0	2.5	49.5	60
		南側	昼間	48.8	1.9	50.7	65
			夜間	47.0	2.5	49.5	60
	沿道 No. 3	東側	昼間	51.3	0.3	51.6	65
夜間			53.1	0.1 未満	53.1	60	
西側		昼間	51.3	0.3	51.6	65	
		夜間	53.1	0.1 未満	53.1	60	

表 6-1(18) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要						
悪臭	<p>【施設の稼働に伴う悪臭の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 施設の稼働に伴う悪臭による周辺環境への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで悪臭の発生抑制に努める。 これにより、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。 ・進出企業に対して、「悪臭防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」による規制基準を遵守するよう要請するとともに、必要に応じて悪臭対策の徹底等、公害の発生防止に努めるよう要請する。</p> <p>(2)基準・目標との整合の観点 施設の稼働に伴う臭気指数は、最大着地濃度出現地点において11であり、整合を図るべき基準等を下回った。 したがって、施設の稼働に伴う悪臭の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う臭気指数の評価</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>最大着地濃度出現位置</th> <th>臭気指数</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画区域西側 敷地境界から約 250m</td> <td>11</td> <td>18 以下</td> </tr> </tbody> </table>	最大着地濃度出現位置	臭気指数	整合を図るべき基準等	計画区域西側 敷地境界から約 250m	11	18 以下
最大着地濃度出現位置	臭気指数	整合を図るべき基準等					
計画区域西側 敷地境界から約 250m	11	18 以下					

表 6-1(19) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
水質	<p>【造成等の工事に伴う水質への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 造成等の工事に伴う水質による周辺環境への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで水質への影響低減に努める。 これにより、造成等の工事に伴う公共用水域の水質に与える影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁水については、仮設水路にて仮設沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流する。 ・造成箇所は速やかに転圧等を施す。 ・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。 ・必要に応じて仮設沈砂池には濁水処理設備（中和処理設備）を設置する。 ・セメント系固化材による土壌改良を行う場合には、可能な限り低アルカリ性で、環境負荷の小さい固化材を採用する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 本事業の工事中においては、仮設沈砂池の設置、並びに水質を確認したうえでの排水を行うことなどの環境保全措置を徹底することで、公共用水域に放流する排水の浮遊物質量（SS）を、整合を図るべき基準等の範囲内に低減する計画である。 また、コンクリート工事等によるアルカリ排水については、可能な限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える等の措置により、排水の水素イオン濃度（pH）を整合を図るべき基準等の範囲内に低減する計画である。 したがって、造成等の工事に伴う水質の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>

表 6-1(20) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要										
水象	<p>【造成地及び施設の存在に伴う水象への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 造成地及び施設の存在に伴う計画区域内の平均流出係数の変化による周辺環境への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで水象への影響低減に努める。 これにより、造成地及び施設の存在による調整池からの放流先の排水路の流量及び水位に与える影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減されるものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の路盤は雨水が浸透しやすい素材又は構造とする。 ・進出企業に対し、透水性舗装の駐車場整備や雨水浸透柵の整備を要請する。 ・計画区域内で流出する雨水は、すべて調整池内に導き、一時貯留した後、各河川の比流量を下回る計画で放流する。 ・造成により出現する裸地では、緑化を推進するとともに、その維持に努め、降雨流出量を抑制する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 本事業で整備する調整池は、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」(平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号)に基づき算定される必要調整容量(約 26,950 m³以上)を上回る容量を計画している。 また、調整池からの放流量は、放流先である旭ヶ丘川及び小畔川の流下能力を下回るよう計画的に放流する。 したがって、造成地及び施設の存在に伴う水象の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">造成地及び施設の存在に伴う調整池容量の予測結果と基準等との比較</p> <table border="1" data-bbox="236 1115 1442 1279"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1115 576 1151">項目</th> <th colspan="2" data-bbox="576 1115 1070 1151">予測結果</th> <th data-bbox="1070 1115 1442 1151">整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1151 576 1279">土地の改変に伴う流出係数の変化、排水路の流量及び水位の変化の程度</td> <td data-bbox="576 1151 823 1279">調整池容量</td> <td data-bbox="823 1151 1070 1279">約 30,700 m³</td> <td data-bbox="1070 1151 1442 1279">約 26,950 m³以上</td> </tr> </tbody> </table>			項目	予測結果		整合を図るべき基準等	土地の改変に伴う流出係数の変化、排水路の流量及び水位の変化の程度	調整池容量	約 30,700 m ³	約 26,950 m ³ 以上
項目	予測結果		整合を図るべき基準等								
土地の改変に伴う流出係数の変化、排水路の流量及び水位の変化の程度	調整池容量	約 30,700 m ³	約 26,950 m ³ 以上								
土壌	<p>【造成等の工事に伴う土壌への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 造成等の工事に伴う計画区域及び周辺の土壌への影響については、以下の環境保全措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削土は計画区域内の盛土材として再利用し、計画区域外への土壌搬出は行わない。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 本事業では、掘削土は計画区域内の盛土材として再利用することから、造成等の工事により計画区域及び周辺の土壌に及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避できるものと評価する。</p>										

表 6-1(21) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
動物	<p>【工事に伴う動物への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 工事に伴う動物への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行による騒音・振動の発生等に伴う間接的な影響の低減に努める。 これにより、工事中における動物への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、可能な限り環境配慮型（低騒音型・低振動型）の機械の使用に努める。 ・建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。 ・建設機械のアイドルリングストップや過負荷運転を抑制する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両のアイドルリングストップを徹底する。 ・工事時間は原則として8時～17時とし、照明の使用は極力減らす。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 本事業の工事中においては、上記の環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲で工事に伴う騒音・振動の緩和など、地域の動物や保全すべき動物の生息に対する配慮がなされる。 したがって、工事に伴う動物への影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p>【供用時の動物への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 樹林や草地を残存させることができるかの検討を行ったが、面整備事業という事業特性上、回避及び低減措置の実行は困難であった。 しかし、同様の環境は計画区域の周辺にも広く分布しており、広域的には地域個体群の生息を維持する環境は十分に残存するものと考えられる。さらに、代償措置として新たな公園や緑道、緩衝緑地等を整備するとともに、植栽木の選定に際しては、在来植物を中心に選定することで、地域固有の生態系に配慮する計画である。 以下の環境保全措置を講ずることにより、供用後の動物種への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で低減又は代償措置が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑地面積を確保する。 ・公園、緑道及び緩衝緑地等の植栽木については、計画区域及びその周辺の現況植生も考慮しながら、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載された在来植物を中心に選定し、生息環境を創出する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 本事業の供用時においては、動物への影響に対する低減、代償を目的とした上記の環境保全措置を講ずることで、地域の動物や保全すべき動物の生息に対する配慮がなされる。 したがって、供用時の動物への影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>

表 6-1(22) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
植物	<p>【工事に伴う植物への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 保全すべき種の生育地は計画区域とは離れており、工事に伴う直接的・間接的な影響は想定されないため、移植等の回避・低減は必要ないものとする。 したがって、工事中における植物へ及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2)基準・目標との整合の観点 本事業の工事中においては、保全すべき種及びその生育環境に対する直接的・間接的な影響はないと予測される。 したがって、工事に伴う植物への影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p>【供用時の植物への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 計画区域内の草地については、面整備事業という事業特性上、回避及び低減措置の実行は困難であった。 しかし、同様の環境は計画区域の周辺にも広く分布しており、広域的には十分に残存するものと考えられる。また、小学校などの非改変区域においては、植栽樹群などが残存緑地として保全される計画である。 さらに、代償措置として新たな公園や緑道、緩衝緑地等を整備するとともに、植栽木の選定に際しては、在来植物を中心に選定することで、地域固有の生態系に配慮する計画である。 以下の環境保全措置を講ずることにより、供用後の植物種への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で低減又は代償措置が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園、緑道及び緩衝帯等の植栽木については、計画区域及びその周辺の現況植生も考慮しながら、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載された在来植物を中心に選定し、生息環境を創出する。 ・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑化面積を確保する。 ・計画区域の南西側に公園及び緑道を造成することで、新たな生育環境を創出する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 本事業の供用時においては、上記の環境保全措置を講ずることにより、保全すべき種やその生育環境、地域植生に配慮がなされる。 したがって、供用時の植物への影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>

表 6-1(23) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
生態系	<p>【工事に伴う生態系への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 工事に伴う生態系への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行による騒音・振動の発生等に伴う間接的な影響の低減に努める。 これにより、工事中における動植物への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、可能な限り環境配慮型（低騒音型・低振動型）の機械の使用に努める。 ・建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。 ・建設機械のアイドルリングストップや過負荷運転を抑制する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両のアイドルリングストップを徹底する。 ・工事時間は原則として8時～17時とし、照明の使用は極力減らす。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 本事業の工事中においては上記の環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲で工事に伴う騒音・振動の緩和など、地域の動物や保全すべき動物の生息に対する配慮がなされる。 したがって、工事に伴う生態系への影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p>【供用時の生態系への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 樹林や草地を残存させることができるかの検討を行ったが、面整備事業の特性上、小規模で分散的な樹林や草地に対する回避及び低減措置の実行は困難であった。 しかし、同様の環境は計画区域の周辺にも広く分布しており、広域的には地域を特徴づける生態系を維持する環境は十分に残存するものと考えられる。 さらに、代償措置として新たな公園や緑道、緩衝帯、調整池等を整備するとともに、植栽木の選定に際しては在来植物を中心に選定することで、地域固有の生態系に配慮する計画である。 以下の環境保全措置を講ずることにより、供用後における地域を特徴づける生態系への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減又は代償措置が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑地面積を確保する。 ・公園、緑道、調整池及び緩衝帯等の植栽木については、計画区域及びその周辺の現況植生も考慮しながら、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載された在来植物を中心に選定し、生息環境を創出する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 本事業の供用時においては、生態系への影響に対する低減、代償を目的とした上記の環境保全措置を講ずることで、地域の生態系や保全すべき生態系の生息に対する配慮がなされる。 したがって、供用時の生態系への影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>

表 6-1(24) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
景観	<p>【造成地及び施設の存在に伴う景観への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 造成地の存在、施設の存在に伴い眺望景観に変化が生じると考えられるが、以下の環境保全措置を実施することで周辺環境との調和を図る。 これにより、造成地の存在、施設の存在に伴う眺望景観への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、在来植物を中心とした緑化を要請していく。 ・計画建物のデザインや色彩は「埼玉県景観計画」の基準を順守し、周辺環境に配慮した色彩を採用するよう指導していく。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 造成地の存在、施設の存在に伴い眺望景観に変化が生じると考えられるため、上記のとおり、進出企業に対し在来植物を中心とした緑化や周辺環境に配慮した色彩の採用を要請していく。 したがって、造成地及び施設の存在に伴う景観への影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>

表 6-1(25) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
自然とのふれあいの場	<p>【工事に伴う自然とのふれあいの場への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 工事に伴う自然とのふれあいの場への影響については、以下の環境保全措置を講ずることによって建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行による騒音・振動の発生等に伴う間接的な影響の低減に努める。 これにより、工事に伴う自然とのふれあいの場への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。 ・造成箇所や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、必要に応じて散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。 ・造成工事に伴う濁水は、計画区域内に設置する仮設沈砂池等により十分に沈降させてから排水する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両には、歩行者並びに地元車両優先を指導し、実践させる。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 本事業の工事中においては、4つのふれあいの場のうち、「旭ヶ丘健康コース」の一部が計画区域内を通るため一時的に改変の影響を受けるものの、工事中にも利用が確保される。したがって、工事に伴う自然とのふれあいの場への影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p>【供用時の自然とのふれあいの場への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 供用時における自然とのふれあいの場の利用環境の変化及び交通手段の阻害については、一部でその影響が考えられるものの、以下の環境保全措置を講ずることにより、供用後における利用環境及び交通手段への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減又は代償措置が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内に公園・緑地等を整備する。 ・周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努める。 ・関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・関連車両により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げない。関連車両には、歩行者並びに地元車両優先を指導し、実践させる。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 本事業の供用時においては、4つのふれあいの場のうち、「旭ヶ丘健康コース」の一部が計画区域内を通るため改変の影響を受けるものの、供用時には現状と同ルートでの利用が可能となる。 したがって、供用時の自然とのふれあいの場への影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>

表 6-1(26) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
史跡・文化財	<p>【造成地の存在に伴う史跡・文化財への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 造成地の存在、施設の存在に伴い史跡・文化財への影響が考えられるが、以下の環境保全措置を実施することで周辺環境との調和を図る。 これにより、造成地の存在、施設の存在に伴う史跡・文化財への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下部の改変を極力回避した造成計画とする。 ・県、市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じる。

表 6-1(27) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
日照障害	<p>【施設の存在に伴う日影への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 施設の存在に伴う日影への影響が考えられるが、以下の環境保全措置を実施することで周辺環境との調和を図る。 これにより、施設の存在に伴う日影への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、日影の影響に配慮した建物配置、形状にするよう指導していく。 ・「埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱」に定められる中高層建築物を建設する場合には、適切な対応を行うよう指導する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 冬至日における進出企業の建築物による時刻別日影は、「日高市の建築形態規制」における日影規制を満足している。 また、上記の環境保全措置を講じていくことから、施設の存在に伴う日影への影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>

表 6-1(28) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
電波障害	<p>【施設の存在に伴う電波受信への影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 施設の存在に伴う電波受信への影響が考えられるが、以下の環境保全措置を実施することで周辺環境との調和を図る。 これにより、施設の存在に伴う日影への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域周辺において、計画建物による電波受信障害が生じた際には、受信障害の改善方法等について関係者と協議し、必要な対策を講じるよう要請する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 地上デジタル放送の受信障害を及ぼす範囲は、浦和局で計画区域西側の住宅の一部及び前橋局で南東約 750mの範囲、衛星放送の受信障害を及ぼす範囲はほとんどが計画区域内にとどまるため、計画区域周辺に受信障害を及ぼさないと予測した。 また、上記の環境保全措置を講じていくことから、施設の存在に伴う電波受信への影響については、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>

表 6-1(29) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
廃棄物等	<p>【造成等の工事に伴う廃棄物の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 造成等の工事に伴う廃棄物の影響が考えられるが、以下の環境保全措置を実施することで周辺環境への影響低減に努める。 これにより、造成等の工事に伴う廃棄物の発生は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存構造物の撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底するとともに再資源化及び再利用の促進を図る。 ・建築工事に伴い発生する廃棄物は、工事手法等の工夫による排出抑制、分別の徹底、リサイクルの推進等を要請する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 造成等の工事に伴う廃棄物については、分別を徹底するとともに、再利用・再資源化の促進を図るとともに、再利用できない廃棄物に関しては適切に処理する。 したがって、造成等の工事に伴う廃棄物の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p>【施設の稼働に伴う廃棄物の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 施設の稼働に伴う廃棄物の影響が考えられるが、以下の環境保全措置を実施することで周辺環境への影響低減に努める。 これにより、施設の稼働に伴う廃棄物の発生は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対して、排出抑制や分別、リサイクルの推進等の適正な処理に努めるよう要請する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 造成等の工事に伴う廃棄物については、分別を徹底するとともに、再利用・再資源化の促進を図るとともに、再利用できない廃棄物に関しては適切に処理する。 したがって、施設の稼働に伴う廃棄物の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p>【施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響が考えられるが、以下の環境保全措置を実施することで周辺環境への影響低減に努める。 これにより、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の発生は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対して、処理水の排出抑制、雨水の再生利用促進及び有効利用等に努めるよう指導する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 施設の稼働に伴い汚水排水の発生が考えられるが、公共下水道に接続し放流する計画である。 また、雨水については進出企業に対して雨水の再生利用促進及び有効利用を積極的に取り組むように指導する。 したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>

表 6-1(30) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
温室効果ガス等	<p>【工事中における温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 工事中における温室効果ガス等の影響が考えられるが、以下の環境保全措置を実施することで周辺環境への影響低減に努める。 これにより、造成等の工事に伴う廃棄物の発生は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械等を採用するように努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空吹かしは行わないよう徹底する。 ・資材運搬型等の車両のエコドライブを推進する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点 工事中における予測可能な範囲内での環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は1.21%であり、CO₂排出量の削減が図られている。 また、上記の建設機械の稼働時間の短縮に努める等の環境保全措置を講ずることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月、最終改正平成25年5月）の事業者の責務を遵守できると考える。 したがって、工事中における温室効果ガス等の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>

表 6-1(31) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
温室効果ガス等	<p>【存在・供用時における温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点</p> <p>存在・供用時における温室効果ガス等の影響が考えられるが、以下の環境保全措置を実施することで周辺環境への影響低減に努める。</p> <p>これにより、存在・供用時における温室効果ガス等の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内に緑地を配置するとともに、各立地企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努める。 ・各立地企業に対し、「地球温暖化対策計画」に基づく産業部門における取り組みとして、施設の建設計画及び設備計画にあたり、省エネルギー対策に努めるように指導する。 ・進出企業に対し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の事業者の目標に基づき、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めるように指導する。 ・進出企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づき、地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書を作成し、知事に提出するように指導する。 ・進出企業に対し、平成22年3月（平成26年7月改訂）に策定された「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」で定められた各種対策に講ずるように指導する。 ・進出企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」に定める大規模事業所に該当し、「目標設定型排出量取引制度」の対象事業所となった場合には、指針に定める方法により目標を設定し、排出量取引を含む方法により目標を達成するように指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう各立地企業に指導する。 ・関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空吹かしは行わないよう、各立地企業に指導する。 ・関連車両のエコドライブを推進するよう指導する。 <p>(2)基準・目標との整合の観点</p> <p>施設の存在及び稼働時における、予測可能な範囲内での環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は10%と予測する。</p> <p>また、温室効果ガス排出量削減の観点から、関連車両のエコドライブ等、及び各種法令、ガイドライン等に基づき環境保全措置の実施を進出企業に要請する。</p> <p>したがって、存在・供用時における温室効果ガス等の影響については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>

第7章 環境の保全のための措置

7.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした環境影響評価の項目ごとの環境保全措置の内容は表7.1-1(1)～(18)に示すとおりである。

本事業の実施にあたっては、計画区域内に教育施設が存在することから、法令等の基準に基づき設定した環境保全目標を達成することを目標とし、工事中及び供用時において環境の保全のための措置を検討した。

表 7.1-1(1) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(大気質)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、排出ガス対策型の機種の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	低減	事業者
資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 資材運搬等の車両は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車の排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底する。 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹底する。 計画区域内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。 	低減	事業者
造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、必要に応じて飛散防止ネットを設置し、粉じんの飛散防止を行う。 計画区域内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹底する。 	低減	事業者
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 供用後の各進出企業に対して大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。 	低減	事業者 進出企業
自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> 関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。 関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。 	低減	事業者 進出企業

表 7.1-1(2) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(騒音・低周波音)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、低騒音型の建設機械の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備、点検を徹底する。 住居や学校に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。 	低減	事業者
資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 	低減	事業者
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 供用後の各進出企業に対して「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。 各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。 	低減	事業者 進出企業
自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> 騒音発生の起因となる路面状況の改善等を検討する。 交通規制等の対策について、地元警察署との協議を検討する。 	低減	日高市
	<ul style="list-style-type: none"> 関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。 関連車両に対してエコドライブの実施を指導する。 		事業者 進出企業

表 7.1-1(3) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(振動)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	低減	事業者
資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 	低減	事業者
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 供用後の各進出企業に対して「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準を遵守させるよう指導する。 	低減	事業者 進出企業
自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> 関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。 関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。 	低減	事業者 進出企業

表 7.1-1(4) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(悪臭)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対して、「悪臭防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」による規制基準を遵守するよう要請するとともに、必要に応じて悪臭対策の徹底等、公害の発生防止に努めるよう要請する。 	低減	事業者 進出企業

表 7.1-1(5) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(水質)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水については、仮設水路にて仮設沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流する。 ・造成箇所は速やかに転圧等を施す。 ・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。 ・必要に応じて仮設沈砂池には濁水処理設備（中和処理設備）を設置する。 ・セメント系固化材による土壌改良を行う場合には、可能な限り低アルカリ性で、環境負荷の小さい固化材を採用する。 	低減	事業者

表 7.1-1(6) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(水象)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成地及び施設が存在	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の路盤は雨水が浸透しやすい素材又は構造とする。 ・進出企業に対し、透水性舗装の駐車場整備や雨水浸透樹の整備を要請する。 ・計画区域内で流出する雨水は、すべて調整池内に導き、一時貯留した後、各河川の比流量を下回る計画で放流する。 ・造成により出現する裸地では、緑化を推進するとともに、その維持に努め、降雨流出量を抑制する。 	低減	事業者

表 7.1-1(7) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(土壌)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削土は計画区域内の盛土材として再利用し、計画区域外への土壌搬出は行わない。 	回避	事業者

表 7.1-1(8) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(動物)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、可能な限り低騒音型の機械の使用に努める。 建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	低減	事業者
資材運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 	低減	
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> 工事時間は原則として8時～17時とし、照明の使用は極力減らす。 	低減	
造成地の存在	<ul style="list-style-type: none"> 「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑地面積を確保する。 公園、緑道及び緩衝緑地等の植栽木については、計画区域及びその周辺の現況植生も考慮しながら、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載された在来植物を中心に選定し、生息環境を創出する。 	低減	事業者 進出企業

表 7.1-1(9) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(植物)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成地の存在	<ul style="list-style-type: none"> 公園、緑道及び緩衝帯等の植栽木については、計画区域及びその周辺の現況植生も考慮しながら、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載された在来植物を中心に選定し、生息環境を創出する。 「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑化面積を確保する。 計画区域の南西側に公園及び緑道を造成することで、新たな生育環境を創出する。 	代償	事業者

表 7.1-1(10) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(生態系)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、可能な限り環境配慮型（低騒音型・低振動型）の機械の使用に努める。 建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	低減	事業者
資材運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 	低減	事業者
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> 工事時間は原則として8時～17時とし、照明の使用は極力減らす。 	低減	事業者
造成地の存在	<ul style="list-style-type: none"> 「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑地面積を確保する。 公園、緑道、調整池及び緩衝帯等の植栽木については、計画区域及びその周辺の現況植生も考慮しながら、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載された在来植物を中心に選定し、生息環境を創出する。 	低減	事業者 進出企業

表 7.1-1(11) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(景観)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成地の存在 施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、在来植物を中心とした緑化を要請していく。 計画建物のデザインや色彩は「埼玉県景観計画」の基準を順守し、周辺環境に配慮した色彩を採用するよう指導していく。 	低減	事業者

表 7.1-1(12) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(自然とのふれあいの場)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働 造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。 造成箇所や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、必要に応じて散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。 造成工事に伴う濁水は、計画区域内に設置する仮設沈砂池等により十分に沈降させてから排水する。 	低減	事業者
資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両には、歩行者並びに地元車両優先を指導し、実践させる。 	低減	事業者
造成地・施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域内に公園・緑地等を整備する。 	代償	事業者
	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努める。 	低減	事業者 進出企業
自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> 関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 関連車両により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げない。 関連車両には、歩行者並びに地元車両優先を指導し、実践させる。 	低減	事業者

表 7.1-1(13) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(史跡・文化財)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> 地下部の改変を極力回避した造成計画とする。 県、市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じる。 	回避	事業者

表 7.1-1(14) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(日照障害)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、日影の影響に配慮した建物配置、形状にするよう指導していく。 「埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱」に定められる中高層建築物を建設する場合には、適切な対応を行うよう指導する。 	低減	事業者

表 7.1-1(15) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(電波障害)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域周辺において、計画建物による電波受信障害が生じた際には、受信障害の改善方法等について関係者と協議し、必要な対策を講じるよう要請する。 	低減	事業者

表 7.1-1(16) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(廃棄物等)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> 既存構造物の撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底するとともに再資源化及び再利用の促進を図る。 建築工事に伴い発生する廃棄物は、工事手法等の工夫による排出抑制、分別の徹底、リサイクルの推進等を要請する。 	低減	事業者
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対して、排出抑制や分別、リサイクルの推進等の適正な処理に努めるよう要請する。 進出企業に対して、処理水の排出抑制、雨水の再生利用促進及び有効利用等に努めるよう指導する。 	低減	事業者

表 7.1-1(17) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(温室効果ガス等)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・ 建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械等を採用するように努める。 <p>【予測条件】 小燃費建設機械の採用率 バックホウ 6% ブルドーザー 8% タイヤショベル 4%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。 	低減	事業者
資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・ 資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空吹かしは行わないよう徹底する。 ・ 資材運搬型等の車両のエコドライブを推進する。 <p>【予測条件】 燃料消費率 10%改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 	低減	事業者

表 7.1-1(18) 環境の保全のための措置の検討結果の整理
(温室効果ガス等)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内に緑地を配置するとともに、各立地企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努める。 ・各立地企業に対し、「地球温暖化対策計画」に基づく産業部門における取り組みとして、施設の建設計画及び設備計画にあたり、省エネルギー対策に努めるように指導する。 <p>【予測条件】 エネルギー消費量 10%削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の事業者の目標に基づき、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めるように指導する。 ・進出企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づき、地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書を作成し、知事に提出するように指導する。 ・進出企業に対し、平成22年3月（平成26年7月改訂）に策定された「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」定められた各種対策に講ずるように指導する。 ・進出企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」に定める大規模事業所に該当し、「目標設定型排出量取引制度」の対象事業所となった場合には、指針に定める方法により目標を設定し、排出量取引を含む方法により目標を達成するように指導する。 	低減	事業者
自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう各立地企業に指導する。 ・関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空吹かしは行わないよう、各立地企業に指導する。 ・関連車両のエコドライブを推進するよう指導する。 <p>【予測条件】 燃料消費率 10%改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し高効率な機器の導入や次世代自動車等の低燃費車の導入等を促す。 	低減	事業者 進出企業

第 8 章 事後調査の計画

8.1 事後調査項目並びに選定項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由

8.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目のうち事後調査を実施する項目の選定結果は、表 8.1-1 に示すとおりである。

表 8.1-1 事後調査を実施する項目の選定結果

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	事後調査項目の選定結果
大気質	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	○
振動	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
悪臭	存在・供用	施設の稼働	×
水質	工事	造成等の工事	×
水象	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の使用	×
土壌	工事	造成等の工事	×
動物	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
植物	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
生態系	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
景観	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の使用	○
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の使用	×
		施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	×
日照阻害	存在・供用	施設の使用	×
電波障害	存在・供用	施設の使用	×
廃棄物等	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×

8.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由については、表 8.1-2(1)～(5)に示すとおりである。

表 8.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目およびその理由

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	除外する理由
大気質	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う排ガスの濃度は環境基準を満足しており、予測の精度も確保されている。 また、工事期間中の影響は一時的なものであり、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
		資材運搬車両の走行	資材運搬車両の走行に伴い加算された将来予測濃度は環境基準を満足しており、予測の精度も確保されている。 また、工事期間中の影響は一時的なものであり、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
		造成等の工事	造成等の工事に伴う降下ばいじん量は工事寄与の参考値を満足しており、予測の精度も確保されている。 また、工事期間中の影響は一時的なものであることから、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴う将来予測濃度は環境基準等を満足しており、予測の精度も確保されていることから、その影響は小さいと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
		自動車交通の発生	自動車交通の交通の発生に伴い加算された将来予測濃度は環境基準を満足しており、予測の精度も確保されていることから、その影響は小さいと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。

表 8.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目およびその理由

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	除外する理由
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う敷地境界での騒音レベルは規制基準を満足しており、予測の精度も確保されている。また、工事期間中の影響は一時的なものであることから、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
		資材運搬車両の走行	資材運搬車両の走行に伴う騒音レベルは環境基準を満足しており、予測の精度も確保されている。また、工事期間中の影響は一時的なものであることから、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴う敷地境界での騒音レベルは規制基準を満足している。また、周辺住居等における合成騒音も基準値等を満足しており、予測の精度も確保されていることから、その影響は小さいと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
振動	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う敷地境界での振動レベルは規制基準を満足しており、予測の精度も確保されている。また、工事期間中の影響は一時的なものであることから、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
		資材運搬車両の走行	資材運搬車両の走行に伴う騒音レベルは要請限度を満足しており、予測の精度も確保されている。また、工事期間中の影響は一時的なものであることから、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴う敷地境界での振動レベルは規制基準を満足している。また、周辺住居等における環境振動レベルも振動の感覚閾値を満足しており、予測の精度も確保されていることから、その影響は小さいと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
		自動車交通の発生	自動車交通の交通の発生に伴う振動レベルは要請限度を満足しており、予測の精度も確保されていることから、その影響は小さいと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。

表 8.1-2(3) 事後調査項目から除外する項目およびその理由

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	除外する理由
悪臭	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴う臭気指数は規制基準を満足しており、予測の精度も確保されていることから、その影響は小さいと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
水質	工事	造成等の工事	造成等の工事に伴う濁水やアルカリ排水は、仮設沈砂池や仮設調整池の設置などの土砂流出対策を行う。 また、コンクリート製品はできる限り二次製品を使用するなど、アルカリ排水の排出抑制を行っていくことから、工事中における影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
水象	存在・供用	造成地の存在	造成地及び施設の存在に伴う雨水流出量は、調整池を設置することで排出先である旭ヶ丘川及び小畔川の能力を下回るよう計画的に放流していくことから、存在・供用時における影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
		施設の存在	
土壌	工事	造成等の工事	現地調査と今後の管理状況の確認をすることから事後調査項目より除外した。
動物	工事	建設機械の稼働	工事中における動物への影響は一時的なものであり、工事に伴う騒音・振動の緩和など、地域の動物等に対し配慮していくことから、工事中の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
		資材運搬車両の走行	
造成等の工事			
	存在・供用	造成地の存在	計画区域の周辺にも同様の環境が広く分布しており、計画区域内の動物の生息を維持する環境は十分に残存する。 また、公園や緑道を整備するとともに、植栽樹木の選定に際しては、在来植物を中心に選定し地域固有の生態系に配慮することから、供用後の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。

表 8.1-2(4) 事後調査項目から除外する項目およびその理由

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	除外する理由
植物	工事	造成等の工事	保全すべき種の生育地は計画区域とは離れており、工事に伴う直接的・間接的な影響は想定されない。よって、事後調査項目より除外した。
	存在・供用	造成地の存在	計画区域周辺には、同様の環境が広く分布しており、広域的には地域個体群の生息を維持する環境は十分に残存するものと考えられる。 また、公園や緑道を整備するとともに、植栽樹木の選定に際しては、在来植物を中心に選定し地域固有の生態系に配慮することから、供用後の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
生態系	工事	建設機械の稼働	工事中における生態系への影響は一時的なものであり、工事に伴う騒音・振動の緩和など、地域の動植物に対し配慮していくことから、工事中の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
		資材運搬車両の走行	
造成等の工事			
	存在・供用	造成地の存在	計画区域周辺には、同様の環境が広く分布しており、広域的には地域を特徴づける生態系を維持する環境は十分に残存する。 また、公園や緑道を整備するとともに、植栽樹木の選定に際しては、在来植物を中心に選定し地域固有の生態系に配慮することから、供用後の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	工事中における自然とのふれあいの場への影響は、一部が工事に伴う影響を受けるが利用状況の著しい変化はないと考えられる。 また、交通手段の阻害についても著しい影響はないことから、工事中の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
		資材運搬車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	供用時における自然とのふれあいの場への影響は、一部が工事に伴う影響を受けるが利用状況の著しい変化はないと考えられる。 また、交通手段の阻害についても著しい影響はないことから、供用後の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
施設が存在			
施設の稼働			
自動車交通の発生			
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	必要に応じて、埼玉県や日高市と協議を行い、地下部の改変を極力回避した造成計画とすることから、事後調査項目より除外した。

表 8.1-2(5) 事後調査項目から除外する項目およびその理由

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	除外する理由
日照障害	存在・供用	造成地の存在	<p>計画区域周辺への日影の影響については、予測の精度が確保されており、計画区域北側への影響はほとんどないことから、供用後の影響は小さいものと考えられる。</p> <p>また、進出企業に対しては計画区域周辺に配慮した建物配置、形状にするよう指導していく。よって、事後調査項目より除外した。</p>
電波障害	存在・供用	造成地の存在	<p>施設の存在に伴い発生する電波障害については、影響がほとんど生じないと予測されており、供用後の影響は小さいものと考えられる。</p> <p>また、予測の精度も確保されていることから、事後調査項目より除外した。</p>
廃棄物等	工事	造成等の工事	<p>造成等の工事に伴い発生する廃棄物については、分別を徹底するとともに、再利用・再資源化の促進を図り、再利用できない廃棄物に関しては適切に処理する。よって、事後調査項目より除外した。</p>
	存在・供用	施設の稼働	<p>施設の稼働に伴う廃棄物は、分別を徹底するとともに、再利用・再資源化の促進を図るとともに、再利用できない廃棄物に関しては適切に処理するよう指導していく。よって、事後調査項目より除外した。</p>
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	<p>工事に伴う温室効果ガスの排出量は、1,944.4～1,968.3t-CO₂であり、存在・供用時の総排出量（75,867.6～84,297.0t-CO₂）の3%程度と予測され、かつ、工事期間中の影響は一時的なものであることから、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。</p>
		資材運搬車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	施設の稼働	
自動車交通の発生			

8.2 調査方法等

8.2.1 騒音

(1) 調査内容

①騒音の状況

自動車交通の発生による騒音を調査項目とする。

②環境保全措置の実施状況

「第7章」に記載した環境保全措置のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法

測定方法は表8.2-1に示すとおりであり、現地調査により測定を行う。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表8.2-1 測定方法

測定項目	測定方法
騒音の状況	「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月環境庁告示第64号）及びJISZ8731に規定する「環境騒音の表示・測定方法」に定める測定方法
交通量	ハンドカウンターによる測定

(3) 調査地域・地点

予測地点と同様とする。

なお、鶴ヶ島日高バイパスの開通に伴い、施設関連車両の走行ルートに変更が生じた場合は調査地点（No.1）の変更を検討する。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、進出予定企業の稼働状況が定常となる時期とし、調査期間・頻度は平日1日（24時間）とする。

8.2.2 景観

(1) 調査内容

① 景観の状況

景観の状況を調査項目とする。

② 環境保全措置の実施状況

「第7章」に記載した環境保全措置のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法

景観の状況については、写真撮影による方法とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

(3) 調査地域・地点

予測地点と同様とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、進出予定企業の稼働状況が定常となる時期とし、調査期間・頻度は1回とする。

8.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行うこととする。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合は、日高市が主体となり改善のための措置等を実施要請していく。

8.4 事後調査の実施体制

8.4.1 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は、存在・供用時の調査完了後の適切な時期に提出するものとする。

8.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である日高市が実施する。

第9章 環境影響評価の受託者の名称及び所在地

9.1 受託者の名称

株式会社オオバ東京支店

9.2 代表者の氏名

支店長 皆木 信介

9.3 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号